

第六次滋賀県廃棄物処理計画および 第二次食品ロス削減推進計画の策定について

I 滋賀県廃棄物処理計画

1 計画の位置づけ

- (1) 廃棄物処理法第5条の5により都道府県に策定が義務付けられた法定計画
・同法第5条の2に基づき国が策定する「基本方針」に即して策定

《法第5条の5で規定されている都道府県廃棄物処理計画に定める事項》

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み（廃棄物の種類ごと）
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - イ 廃棄物の種類ごとの排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量等の現状
 - ロ 廃棄物の種類ごとの排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分等の目標
 - ハ 目標を達成するために必要な措置
 - ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導等の措置
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - イ 広域的な処理に関する事項
 - ロ 減量その他適正な処理に必要な市町村間の調整その他技術的援助に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - イ 減量その他適正な処理に必要な処理施設の確保のための方策
 - ロ 処理施設の整備に際し配慮すべき事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

《国基本方針について》

現行の方針は令和5年(2023年)6月に改定された後、令和6年(2024年)8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」と整合させる形で令和7年(2025年)2月に目標値が改定された。

(2) 「第五次滋賀県環境総合計画」の分野別計画

- ・本県で取り組むべき廃棄物処理および資源循環に関する施策を総合的に推進

(3) 各市町の一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画

2 計画期間

- ・令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)
(「第五次滋賀県環境総合計画」の計画期間が2019年度～2030年度)

3 改定経緯

- ・平成14年(2002年)3月 滋賀県廃棄物処理計画

- (平成 13 年度(2001 年度)～平成 17 年度(2005 年度))
- ・平成 18 年(2006 年) 6 月 第二次滋賀県廃棄物処理計画
(平成 18 年度(2006 年度)～平成 22 年度(2010 年度))
- ・平成 23 年(2011 年) 8 月 第三次滋賀県廃棄物処理計画
(平成 23 年度(2011 年度)～平成 27 年度(2015 年度))
- ・平成 28 年(2016 年) 7 月 第四次滋賀県廃棄物処理計画
(平成 28 年度(2016 年度)～令和 2 年度(2020 年度))
- ・令和 3 年(2021 年) 7 月 第五次滋賀県廃棄物処理計画
(令和 3 年度(2021 年度)～令和 7 年度(2025 年度))

4 改定のスケジュール概要(案)

令和 6 年度(2024 年度)

- 3 月 26 日 第 2 回環境審議会廃棄物部会
 - ・ 現行の第五次廃棄物処理計画の進捗
 - ・ 次期計画改定のスケジュール

令和 7 年度(2025 年度)

- 5 月 12 日(本日) 環境審議会(総会)へ諮問
- 7 月～8 月上旬 環境審議会
 - ・ 次期計画の基本的事項
 - ・ 次期計画に盛り込む施策の方向性
- 11 月中旬～下旬 環境審議会
 - ・ 現行の第五次廃棄物処理計画の達成状況
 - ・ 次期計画の目標値
 - ・ 次期計画の骨子案
- 1 月下旬～2 月上旬 環境審議会
 - ・ 次期計画の素案

令和 8 年度(2026 年度)

- 4 月 環境審議会
 - ・ 次期計画の答申案
- 4 月下旬～5 月上旬 答申
- 6 月上旬～6 月下旬 県民政策コメント
- 9 月 環境審議会
 - ・ 県民政策コメント結果
 - ・ 次期計画の最終案

○12 月

- ・ 次期計画策定

Ⅱ 滋賀県食品ロス削減推進計画

1 計画の位置づけ

食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条第 1 項により都道府県が策定する法定計画（努力義務）。

また、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、本計画は、滋賀県廃棄物処理計画や滋賀県食育推進計画等、関係法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとされている。

2 計画期間

令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

3 策定経緯

- ・ 令和 3 年（2021 年）3 月 滋賀県食品ロス削減推進計画
（令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度））

4 改定のスケジュール概要（案）

- ・ 第六次滋賀県廃棄物処理計画と同様。